



みよし剛史



塩沢みつえ

9月議会が始まる 常任委員会報告

高齢者の接種費用 一回4700円に

高齢者の接種費用は23年度まで全額公費負担でしたが、24年度以降は原則任意接種とし、高齢者の接種については、重症化予防を目的とする定期接種に位置づけられました。

福山市は24年度の接種費用について、国の激変緩和措置として講じられた助成金交付とともに、市の一般財源での対応も行うことで、一回2100円といたしました。しかし、今年10月から開始される定期接種については、国の助成が終了したことにより、市は実際の接種費用に対する一部負担金を3割とし、一回4700円とする考えを示しました。

高齢者コロナワクチン接種費用の見直し内容

区分	2024年度	2025年度
自己負担金	2,100円	4,700円
内訳	接種費用	15,300円
	国助成金	8,300円
	市負担金	4,900円

※ 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯は自己負担なし。

報告のあった民生福祉委員会で塩沢みつえ議員は、市内でも直近の2週間で感染者が大きく増加しており、高齢者の生活が逼迫している状況にも鑑み、接種を希望する方の負担軽減をさらに講じるよう求めました。新型コロナウイルスの5類移行により、医療・福祉・患者への公的支援が終了しています。が、感染拡大への対応策が引き続き求められます。

校内フリースクールの環境改善 不登校の対応予算拡充を

校内フリースクール 4小学校の教室 大半は自主的設置 エアコン未整備

市内児童生徒の不登校ケースは年々増加しており、24年度では1500人を超えています。市教委は不登校対策の一環として、校外フリースクール「かがやき」を3所設置するとともに、各校内には空き教室を利用した校内フリースクールの設置も推進しています。

1日の文教経済委員会で、24年度の「かがやき」の利用児童生徒数は292人、校内フリースクール50校では、小学校98人、中学校250人が利用していることが明らかになりました。しかし、校内フリースクールの設置に対して何らかの予算措置が講じられている学校は8校のみで、残りの42校については各学校の自主設置のため費用は学校負担です。

【「校内フリースクール」設置校】 (校)

2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
53	56	50

【「かがやき」利用児童生徒数等の推移】 (人)

	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	
合計	小	115	121	125
	中	124	160	167
	計	239	281	292
	1日平均	63.6	88.8	89.1

※ 「1日平均」は、各年度利用者の合計が最も多かった月の数値

ハラスメント防止指針を施行

健全な議会活動の実現に

福山市議会ハラスメント防止に関する指針 各派代表者会議 令和7年8月7日 制定

- (目的)
第1 この指針は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号、以下「候補者男女均等法」という。)に基づき、福山市議会にハラスメントの防止及びハラスメントによる被害が生じた場合の対応と措置に関する必要な事項を定め、健全で市民の信託に応える議会活動を確保することを目的とする。
- (定義)
第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。
ア パワーハラスメント(議会活動において職務上の優越的な関係等を背景として、業務上の必要性を著しく超えて議員の人格及び精神的な尊厳を侵害し、又は議員の議会活動を著しく阻害する言動をいう。)
イ セクシャルハラスメント及びジェンダーハラスメント(議会活動において他の議員を不快にさせる性的な言動や、性差に関する固定観念に基づく言動をいう。)
ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント(議会活動において議員の妊娠、出産、育児又は介護に関する制度の利用等に関する不当な取扱いや嫌がらせをいう。)
エ モラルハラスメント(デジタルツールを含め、議会活動において議員に精神的又は身体的な苦痛を与え、議員の人格や尊厳を著しく傷つける言動をいう。)
(2) 「議会活動」とは、定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び会派に関する活動並びにそれらに付随する活動をいう。
(3) 「議会男女均等検討会」とは、女性の政治分野進出のため、「候補者男女均等法」に即した取組を検討、実施する会議体をいい、リーダー、サブリーダー及びマネージャーを置く。
(議員の責務)
第3 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を著しく傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。
2 議員は、ハラスメントを行った事実があると疑われた際は、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにするとともに、説明責任を果たさなければならない。
3 議員は、職員を始め議員以外の者に対し、ハラスメントを行ってはならない。
(議長の責務)
第4 議長は、健全な議会活動が行われるよう、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2日の議会運営委員会で、「福山市議会ハラスメント防止に関する指針」が採択され、同日施行されました。議会内で起きうるハラスメントへの防止策と具体的な手立てを明記した、福山市議会での初の文書となります。指針では議員の責務として、ハラスメントが人権侵害に当たるとことを認識し、防止に努めるとともに、ハラスメントを行った事実があると疑われた際は、事実を明らかにするために説明責任を果

たさなければならないと定めました。議長の責務として、ハラスメントに関する苦情の申出と相談の窓口として、議会男女均等検討会のメンバーを相談員として指名し、相談があった場合の事実調査や有識者への意見聴取など、迅速な対応を行うことを定めました。市民の付託に応え、活発な議会議論を行うためにも、不当な圧力の防止は重要であり、今後実効性のあ